

# 甘楽町国土強靱化地域計画概要

## 国土強靱化地域計画とは

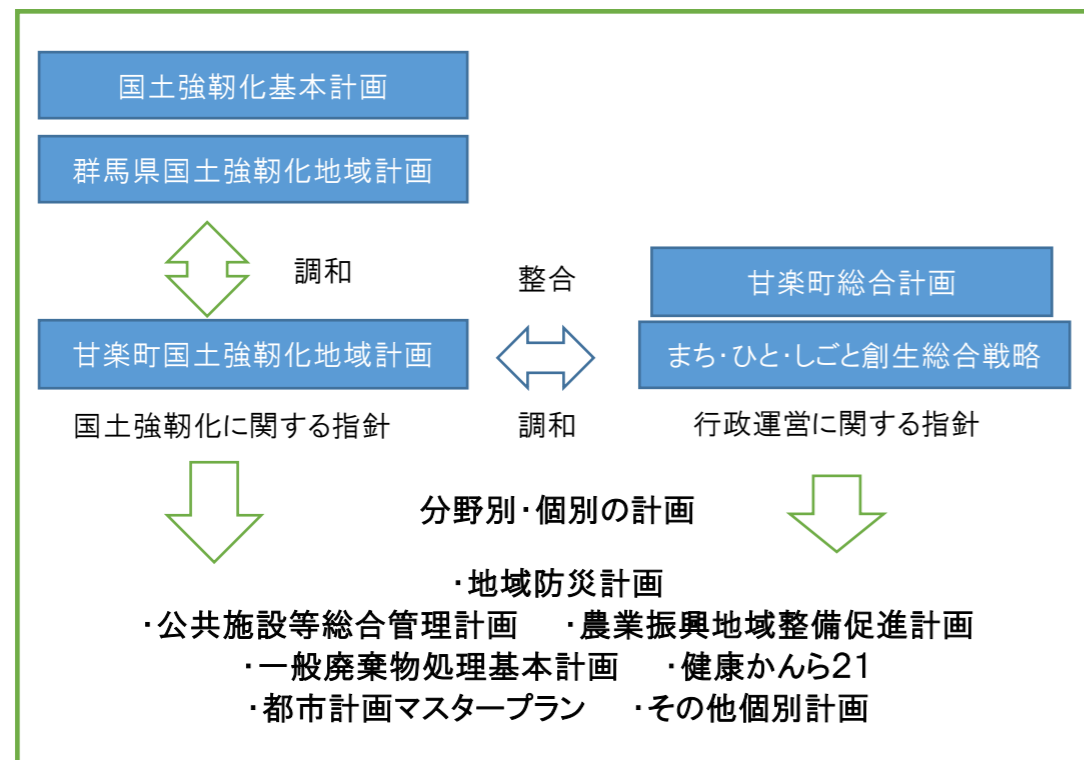
国土強靱化基本法第13条に基づき、国や県の国土強靱化計画と調和を図りながら、自然災害等に備え、強く、しなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むために策定するものです。

## 第1章 計画の趣旨と位置付け

### 1 計画の趣旨

国の国土強靱化計画及び群馬県国土強靱化地域計画を踏まえ、災害時において、町民の生活を守るとともに、被害の軽減を図り、最悪の事態を回避するため、強く、しなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むため、甘楽町国土強靱化地域計画(以下「本計画」)という。)を策定します。

### 2 計画の位置付け



### 3 本計画と地域防災計画

町防災計画は、災害の種類ごとに防災に関する業務を定めたもので、災害に対する予防や災害発生後の応急対策、復旧等に視点が置かれています。これに対して本計画は、平時の備えを中心にしてまちづくり全体の視点からの包括的な計画です。

### 4 計画の期間

令和3年度を始期とし社会情勢に変化が生じたときや具体的な取組みの進捗状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 国土強靱化の基本的な考え方

### 1 基本目標

国基本計画や県地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次のとおり設定します。

- ① 町民の生命の保護が最大限図られる
- ② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- ④ 本町の迅速な復旧・復興を可能にする

### 2 事前に備えるべき目標

国土強靱化に向けた基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標として、以下の8つを設定します。なお、本町の強靱化に関しては、まちの活性化や地方創生につなげていくことを一つの重要な視点として捉えます。

- ① 直接死を最大限防ぐこと
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 必要不可欠な行政機能が確保されること
- ④ 必要不可欠な情報通信機能が確保されること
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせないこと
- ⑥ 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと
- ⑧ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

## 第3章 脆弱性評価

脆弱性評価は、国土強靱化を推進するため必要な過程であり、国が示した評価手法を参考に、次の手順で実施しました。



## 第4章 国土強靱化に向けた対応方策

脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態に応じた本町の分野別の対応方策を設定しました。

起きてはならない最悪の事態の設定(第3章)

分野別の対応方策(第4章)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
①直接死を最大限防ぐこと	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生
	1-2	大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	河川の氾濫・浸水等による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5	雪のための交通事故による多数の死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことによる多数の死傷者の発生
②救助・救急、医療活動等が迅速に行われること(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態
	2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
③必要不可欠な行政機能が確保されること	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅低下
	3-2	登庁困難者多数による機能不全
④必要不可欠な情報通信機能が確保されること	4-1	電力供給停止等による情報通信機能の麻痺、長期停止
⑤経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	交通ネットワーク、エネルギー供給の麻痺による地域経済活動停滞
	5-2	食料等の安定供給の停滞
⑥生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること	6-1	電気、石油、ガス等の供給の長期停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークの長期分断
⑦制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	有害物質等の大規模拡散・流出
	7-2	農地・森林等の荒廃による被害拡大
⑧地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の住居や就業確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊による復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価



①直接死を最大限防ぐこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設、住宅の耐震化 ・空き家対策 ・倒木防止対策 ・避難体制の整備</li> <li>・消防団等の活動の活発化 ・火災の未然防止、初期消火 ・火災に強いまちづくり</li> <li>・河川、水路の改修 ・危険個所の周知と河川情報の収集、発信 ・土砂災害警戒区域等の対策</li> <li>・森林の適正管理 ・雪への対応力の向上 ・除雪強化 ・情報伝達体制の強化</li> <li>・避難勧告の適切な発令と避難行動 ・要支援者対策 ・外国人対策</li> </ul>
②救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水等の備蓄 ・連携体制の強化 ・救援物資受け入れ態勢の強化</li> <li>・緊急輸送体制の整備 ・孤立集落の発生抑制 ・情報の孤立防止</li> <li>・自助、共助による救助、救急活動体制強化 ・医療救護体制等の機能強化</li> <li>・情報共有体制の強化 ・避難所の確保 ・避難所の開設、運営体制づくり</li> <li>・福祉避難所の確保 ・動物救護体制の整備 ・避難生活の長期化への対応</li> <li>・地域での医療体制の確保 ・健康支援活動の体制整備</li> <li>・感染症予防、防疫活動の実施体制の整備 ・衛生状況の悪化防止</li> </ul>
③必要不可欠な行政機能が確保されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機能の維持 ・職員の資質向上 ・職員の確保 ・登庁路の確保</li> </ul>
④必要不可欠な情報通信が確保されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集と伝達体制の確保 ・電源の確保と情報通信網の耐災害性向上</li> </ul>
⑤経済活動を機能不全に陥らせないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動の継続 ・道路の防災、減災対策</li> <li>・食品等の販売、生産事業者及び流通事業者との連携 ・農業生産基盤等の災害対応力の強化</li> </ul>
⑥生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー供給体制の整備 ・電源の確保と情報通信網の耐災害性向上</li> <li>・水道施設の耐震化、老朽化対策 ・速やかな給水の確保</li> <li>・汚水処理施設の耐震化、老朽化対策 ・継続したし尿処理 ・災害に強い道路網の形成</li> <li>・公共交通の機能維持</li> </ul>
⑦制御不能な二次災害を発生させないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物施設の対策 ・調査と正確な情報提供 ・農地の保全、適正管理</li> <li>・森林の適正管理</li> </ul>
⑧地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の適正処理の体制強化 ・ガレキ対策 ・緊急輸送体制の整備</li> <li>・建設事業者の事業継続 ・多様な担い手の確保 ・応急仮設住宅の確保</li> <li>・被災者の生活再建 ・被災者の雇用対策 ・防災意識の向上 ・地域防災力の向上</li> </ul>

第5章 計画の推進

本町で想定される災害の特性に基づき、起きてはならない最悪の事態ごとに重点化すべき施策を選定し、重要業績指標(KPI)を設定しました。